（登録認証機関の認証等の報告）

第四十七条　登録認証機関は、法第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項又は第三十三条第一項の認証（前条第二項の農林水産大臣が定めるところにより行う認証を除く。第三項において同じ。）をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項（認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあっては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載した別記様式第五号による報告書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。その報告をした事項に変更があったときも、同様とする。

一　当該認証に係る者の氏名又は名称及び住所

二　当該認証に係る者の認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証方法取扱業者、認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者、認証外国小分け業者又は認証方法外国取扱業者の別

三　当該認証に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分

四　当該認証に係るほ場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所

五　当該認証に係る認証番号

六　当該認証の年月日

2　登録認証機関は、前条第一項第三号ロ又はニの規定による請求をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項（認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあっては、第三号に掲げる事項を除く。）を記載した別記様式第六号による報告書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。その報告をした事項に変更があったときも、同様とする。

一　（略）

二　当該請求に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分

三　当該請求に係るほ場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所

四　当該請求に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分に係る認証番号

五・六　（略）

3　登録認証機関は、その認証に係る認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証方法取扱業者、認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者、認証外国小分け業者又は認証方法外国取扱業者（以下この条において「認証事業者」と総称する。）が格付に関する業務又は適合の表示に関する業務を廃止したときは、遅滞なく、次に掲げる事項（認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあっては、第三号に掲げる事項を除く。）を記載した別記様式第七号による報告書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　当該廃止に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分

三　当該廃止に係るほ場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所

四　当該廃止に係る認証事業者に係る認証番号

五　（略）

（登録認定機関の認定等の報告）

第四十七条　登録認定機関は、法第十四条第一項から第三項まで、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十九条の三又は第十九条の四の認定（前条第二項の告示で定めるところにより行う認定を除く。第三項において同じ。）をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記様式第五号による報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。その報告をした事項に変更があつたときも、同様とする。

一　当該認定に係る者の氏名又は名称及び住所

二　当該認定に係る者の製造業者等（法第十四条第一項の認定に係る者に限る。）、生産行程管理者、流通行程管理者、小分け業者、指定農林物資の輸入業者、外国製造業者等、外国生産行程管理者、外国流通行程管理者又は外国小分け業者の別

三　当該認定に係る農林物資の種類

四　当該認定に係る工場、ほ場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における生産業者等の氏名若しくは名称及び住所

五　当該認定に係る認定番号

六　当該認定の年月日

2　登録認定機関は、前条第一項第三号ニ又はホの規定による請求をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記様式第六号による報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。その報告をした事項に変更があつたときも、同様とする。

一　（略）

二　当該請求に係る農林物資の種類

三　当該請求に係る工場、ほ場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における生産業者等の氏名若しくは名称及び住所

四　当該請求に係る農林物資に係る認定番号

五・六　（略）

3　登録認定機関は、その認定に係る製造業者等、生産行程管理者、流通行程管理者、小分け業者、外国製造業者等、外国生産行程管理者、外国流通行程管理者又は外国小分け業者（次項において「認定事業者」と総称する。）が格付に関する業務を廃止したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記様式第七号による報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　当該廃止に係る農林物資の種類

三　当該廃止に係る工場、ほ場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における生産業者等の氏名若しくは名称及び住所

四　当該廃止に係る認定事業者に係る認定番号

五　（略）